

**福島県環境創造センター交流棟 10周年記念イベント企画運営業務
企画提案仕様書**

1 委託業務名

福島県環境創造センター交流棟 10周年記念イベント企画運営業務

2 業務趣旨

福島県環境創造センター交流棟「コミュタン福島」は、放射線やふくしまの現状についての正確な理解を促進することを目的として福島県が設置した学習施設であり、震災、放射線、環境に関する展示や、スタッフとの対話を通じた理解促進の取組を行い、平成 28 年 7 月の開館以来、これまで約 80 万人の来館者を迎えてきた。

震災から 10 年以上が経過し、本県の復興・再生は着実に進展している一方、原子力災害を経験していない子どもたちの増加に伴い、放射線や本県の復興・再生の現状に対する理解不足に起因する風評の発生や、風化が懸念されている。このため、正確な情報をわかりやすく発信し、理解を促進する本施設の果たすべき役割は、一層重要性を増している。

また、地球温暖化をはじめとする地球規模の環境問題や、気候変動・カーボンニュートラルへの対応など、本県を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、これらの課題に関する学習機会の提供も求められている。

本業務は、令和 8 年 7 月 21 日に開館 10 周年を迎えるコミュタン福島において、本施設の役割及び魅力を改めて発信することを目的として、10 周年記念イベントを開催するものである。あわせて、本イベントを通じて、ふくしまの現状、放射線及び地球温暖化をはじめとする環境等に関する学習機会を創出し、未来を担う人材の育成を図るものとする。

なお、本業務には、当該イベントの周知・広報に関する業務を含むものとする。

3 メインターゲット

一般県民（特に小学生の親子連れをはじめとするファミリー層）

4 契約期間

契約締結の日から令和 8 年 10 月 30 日まで

5 委託業務内容

以下に示す業務を実施すること。

なお、詳細は受注者の提案を踏まえ、発注者と協議の上、決定することとする。

【業務内容】

- ・ イベントの企画立案、関係者との調整、当日の運営等、イベントの開催に関わる一連の業務を行うこと。なお、イベントの企画立案等に当たっては、参加者の学びや気付きを促進するような仕掛けを実施すること。
- ・ イベント開催に係る会場の設営、撤去及び必要設備・物品のデザイン・制作・設置・撤去を行うこと。
- ・ イベントの開催にあたっては、運営マニュアルを作成し、これに基づき適切な運営管理を行うこと。

- ・ ノベルティは、環境に配慮したものであること。
- ・ 多くの来場者を確保するため、各種メディアや SNS 等を活用した広報を行うこと。なお、広報活動は開催 1 ヶ月以上前から実施すること。
- ・ 来場者へのアンケートを実施し、イベントの感想等を収集・集計を行い、発注者に報告すること。アンケートの設問項目や実施方法等については、発注者と協議すること。
- ・ 各イベントブースの来場者数を集計すること。
- ・ イベントの運営に当たっては、安全管理・衛生管理に注意し、必要に応じて、専任のスタッフを配置すること。
- ・ イベント開催にあたり必要となる官公庁等への許諾等に関する申請書類の作成、提出等の業務を行うこと。
- ・ イベントを開催する上で必要と認められる感染症対策は、発注者と協議の上、実施すること。
- ・ イベント開催の成果がわかる事後情報発信を行うこと。
- ・ 各種広報について効果検証を行うこと。

6 提案内容

受注者は以下の【コンセプト】を踏まえ、アからカの項目について具体的に提案すること。

また、イベントでコミュタン福島を使用する場合、使用可能なエリアは別紙 1 のとおりとする。

【コンセプト】

本イベントは、コミュタン福島開館 10 周年を記念し、本施設の果たしてきた役割及び魅力を改めて発信することを目的とする。あわせて、本イベントを通じて、ふくしまの現状、放射線、気候変動をはじめとする環境問題等に関する学習機会を提供し、未来を担う人材の育成を図る。

【提案項目】

ア 開催時期

令和 8 年 7 月下旬～8 月上旬（学校等の夏季休業期間）に原則 2 日連続開催とする。

※想定日：7 月 25 日（土）から 26 日（日）又は 8 月 1 日（土）から 2 日（日）

イ イベントタイトル

開催するイベントのタイトルについて提案すること。

ウ イベントプログラム

コンセプトを踏まえ、以下の内容について具体的な実施内容、会場レイアウト、タイムスケジュール、参加人数も合わせて提案すること。

(ア) コミュタン福島の役割及び魅力を再発見できるプログラム

展示室を含む館内全体を活用するなど、来館者が楽しみながら施設の役割及び魅力について改めて理解を深めることができるプログラムを、1 つ以上提案すること。

(イ) ホールプログラム

集客力のあるホールプログラム（著名人による環境に関するサイエンスショー、トークショー等）を提案すること。

なお、1 日 2 回以上開催し、1 日毎に別の著名人を提案すること。

(ウ) 体験型プログラム

イベントのコンセプトを踏まえ、放射線、科学、エネルギー、気候変動、環境問題等について、来館者が楽しみながら学ぶことができる体験型プログラムを、3つ以上提案すること。

加えて、整理券を必要とせず、来館者が自由に参加できるプログラム（科学工作、デジタルアトラクション体験、イマーシブ体験等）を、2つ以上提案すること。

なお、各プログラムについては、学びや気づきを通じて、参加者（特に子ども）が自ら考え、主体的に行動する意識の醸成につながるよう工夫するとともに、その実施方法及び期待される効果も含めて提案すること。

また、プログラムの企画及び検討にあたっては、次に掲げる事項に配慮すること。

① 屋外で実施するプログラムを提案する場合は、雨天時における実施方法又は代替対応等の対策

② 来館者及び運営スタッフの熱中症対策

(エ) 地元（三春町・田村市）と連携した飲食コーナー

グルメ等の飲食コーナーを設けることとし、3つ以上提案すること。

(オ) ノベルティグッズについて

上記6ウ(ア)のプログラムをクリアした来館者に対し、開館10周年を記念した環境に配慮したノベルティを作成数と合わせて提案すること。

(カ) 来館者アンケートについて

より多くの方に記入してもらえる方法を提案すること。

(キ) その他、イベントの趣旨を達成するための企画を提案すること。

エ 広報

(ア) 本イベントの開催1ヶ月以上前からの周知及び来館促進のための開催周知方法について、実施内容・ターゲット・広報範囲（エリア）・実施効果等を具体的に提案すること。

(イ) イベント終了後の情報発信について、発信内容や時期、方法、期待される効果がわかるよう、具体的に提案すること。

オ 目標来館数

イベントの目標来館数を1,500人/日とし、各プログラムの参加可能人数を提案すること。

カ 実施体制

提案するイベントを円滑に企画運営できる実施体制について提案すること。

7 業務実施体制

- (1) 本事業に関わる責任者及び担当者については、事業開始前に書面（様式任意）で報告すること。なお、本事業の趣旨、内容を十分に理解し、かつ、業務遂行に必要な知識・能力・経験を有する要員を配置すること。
- (2) 本業務の企画運営スケジュール管理を適切に行うこと。
- (3) 発注者と隨時打合せを重ね、無理のないスケジュールで進めることができるよう努めること。
- (4) 契約仕様書に定めのない事項や疑義が生じた時は、双方協議の上、決定するものとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と考えられるものについては、本業務に含まれるものとする。

8 著作権

- (1) 本事業の実施に伴う著作権は、原則、発注者側に帰属するものとする。また、受託者は成果品等について、発注者及び発注者が指定する第三者に対して著作者人格権を行使しないこととする。
- (2) 本事業において使用される素材等について、他者の著作権その他権利が及ぶものを使用する際は、権利者より事前に二次使用を含めた使用の許諾及び事後において権利の主張を行わない旨の許諾を得るものとする。

9 提出書類等

- (1) 業務着手届（様式第1号）

※工程表、責任者・担当者一覧を添付すること。

- (2) 成果品等

ア 業務完了届（様式第2号）

イ 事業実施報告書

- ・ イベント申込人数、参加人数、アンケート結果(参加者の感想・要望等)等をまとめた事業実施報告書を提出するとともに、収支報告書を添付すること。
- ・ 事業実施報告書には、開催したイベントの模様を記録した写真データをDVD等で納品すること。

ウ 制作物及び関係するデータ

- ・ テレビCM映像等の動画制作物は、DVDビデオ形式、フラッシュビデオ（FLV形式）、MPEG4形式、ウィンドウズ・メディアビデオ（wmv）形式、何れかのデータをDVD等で納品すること。
- ・ ラジオCM等の音声データについては、MP3形式データをDVD等で納品すること。
- ・ 作成したチラシやポスター等印刷物は、PDF形式又はJPEG形式データをDVD等で納品するほか、見本品を複数納品すること。
- ・ その他本業務における制作物等は、発注者が指定する形式にて電子データを納品するほか、見本品を複数納品すること。

令和 8 年 月 日

福島県環境創造センター所長

受託者 住 所
名 称
代表者 印

業務着手届

令和8年 月 日付けで契約を締結した下記委託業務について着手したので、届け出ます。

記

1 委託業務の名称

福島県環境創造センター交流棟 10周年記念イベント企画運営業務

2 契約金額

円

(うち、取引にかかる消費税及び地方消費税額 円)

3 委託の期間

着 手：令和 8 年 月 日

履行期限：令和 8 年 10 月 30 日

4 着手年月日

年 月 日

令和 8 年 月 日

福島県環境創造センター所長

受託者 住 所
名 称
代表者 印

業務完了届

令和8年 月 日付けて委託契約を締結した業務について、下記のとおり完了したので、届け出ます。

記

1 委託業務の名称

福島県環境創造センター交流棟 10周年記念イベント企画運営業務

2 契約金額

円

(うち、取引にかかる消費税及び地方消費税額 円)

3 委託業務の着手及び完了年月日

着手：令和 8 年 月 日

完了：令和 8 年 月 日

4 成果品等

事業実施報告書、制作物及び記録データ等（別添のとおり）

(別紙1) コミュタン福島 イベント使用可能エリア

本委託業務においては、下記のエリアを使用したイベントが開催可能である。下記に示すエリア以外を使用する場合は、発注者の了承を得るものとする。

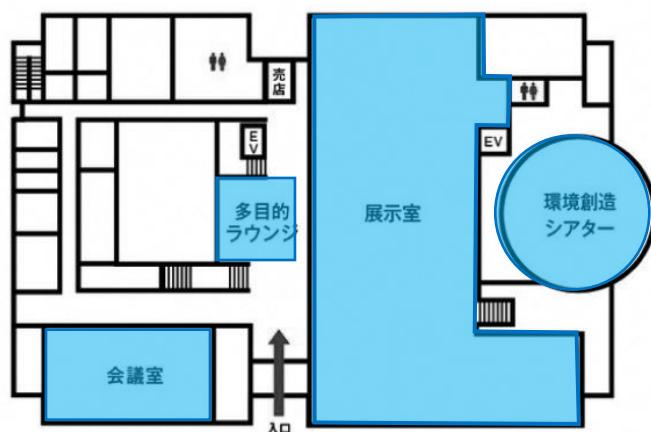
なお、施設の詳細は、コミュタン福島ホームページより確認できる。

https://com-fukushima.jp/facility/facility_00.html

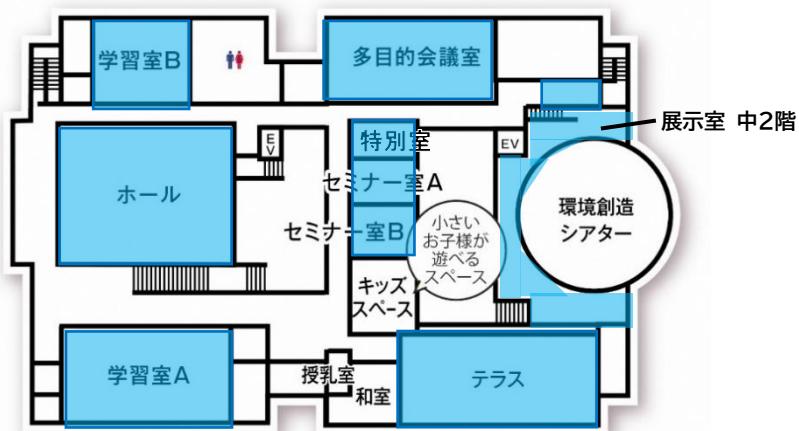
下記エリア以外に、イベント等で出演する著名人や講師、運営スタッフ等の控え室については、別途用意可能である。

1F 使用可能エリア：会議室、多目的ラウンジ、展示室、環境創造シアター

※ 展示室内及び環境創造シアターを使用したイベントを開催する場合は、展示見学者及びシアター視聴者を妨げず、各展示コンテンツや映像コンテンツ等を活用した各コンテンツへの興味関心を喚起するイベントを企画すること。



2F 使用可能エリア：ホール、学習室A、学習室B、セミナー室A、セミナー室B、特別室、多目的会議室、観察テラス



屋外イベント使用可能エリア及び駐車場位置図

